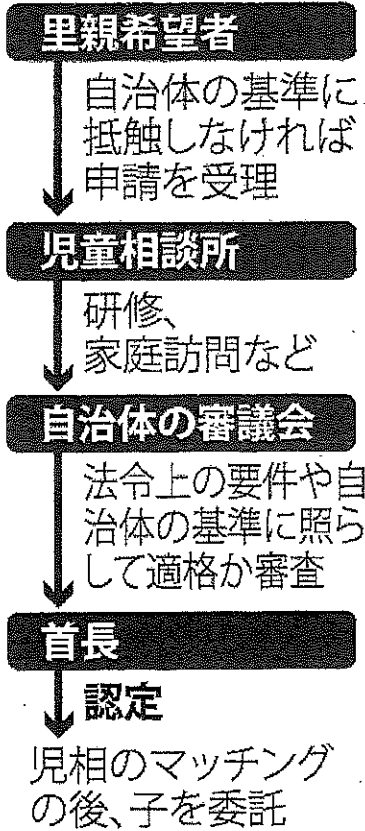


里親認定 東京都、同性カップルは除外 69自治体調査

毎日新聞 2017年4月16日 11時00分 (最終更新 4月16日 11時00分)

養育里親になるまで



養育里親になるまで

大阪市が男性カップルを養育里親に認定して全国で初めて子どもを委託したのを受け、毎日新聞が全国の自治体に調査したところ、東京都だけが同性カップルを実質的に里親に認定しない基準を設けていることが分かった。ほかに約2割の自治体が、同性であることが認定の審査に影響する可能性があると回答し、同性カップルの位置づけに意識差がある実態が浮かんた。

養育里親は、虐待や貧困のため親元で暮らせない子を、家庭で預かって育てる。申請を受けた自治体が適格性を判断して認定するが、里親の婚姻の有無は法令上の規定がない。

今月、児童相談所のある69自治体(47都道府県、20政令市、2中核市)に里親認定の基準を聞いたところ、東京都だけ同性カップルを除外していた。都の基準は、結婚していない人が養育里親になる場合、子育て経験があるか、看護師、保育士などの資格を持っていることを要件とし、成人した親族との同居も求めている。「親族」は事実婚のパートナーも含めるが、同性カップルは該当しないとしている。

都福祉保健局によると、都は1973年に国に先駆けて養育里親制度を作った。当初は未婚者を一律除外していたが、徐々に要件を緩和し、88年に今とほぼ同じ形になった。同性カップルの扱いは、専門家による審議会での議論があったが、賛否が割れて見直しに至っていないという。

都の担当者は「民法で結婚が認められないなど、まだ社会制度の整備が進んでいない。子どもの受け止め方や成長過程での影響が分からないため、慎重に検討したい」と話す。

残る自治体に同性カップル除外の規定はなく、兵庫県は昨年3月に30代の女性カップルを養育里親に認定していた。子どもの委託はしていない。

一方、川崎、相模原、岡山の3市は「申請があっても受理するか分からない」、新潟、京都、熊本、横須賀の4市は「同性であることを児童相談所がどう評価するか分からない」と回答。また、8自治体の担当者が、適否を判断する審議会でもマイナスに評価される可能性があるとの見解を示した。

滋賀県の担当者は「子どもの中にも性的少数者はおり、間口を広く取っておくことが大事」としつつ「同性カップルへの社会の理解が十分でないため、ただでさえ難しい子どもとの信頼関係の構築が更に困難になる可能性がある。現時点では、認定しても実際に子を委託する確率は低い」とみる。秋田県は性的虐待を受けた子らの委託先として「選択肢が多い方が子どものためになる」と前向きだ。

林浩康・日本女子大教授(社会福祉学)は「同性カップルに育てられることに何の害もないことは海外の事例からも明らかで、都は施設で暮らす子の数に比べ圧倒的に少ない里親の貴重な担い手を失っている。自治体の懸念はマッチングを慎重にすれば解決できる。家族のあり方の時代の変化に里親制度も対応させる必要がある」と指摘する。【黒田阿紗子、藤沢美由紀】

国際的流れに反する

性的少数者が里親の担い手になることを目指す一般社団法人「レインボーフォスターケア」の藤めぐみ代表理事の話 東京都の基準は子どもが安心して家庭で過ごせる可能性を狭めており、国際的な流れにも反している。一方で多くの自治体が同性カップルであることを理由に排除せず、本人の資質で判断する姿勢であることは良かった。離婚して同性のパートナーと子育てをするなど、既に一般の夫婦と同様に育児をしている事実を知ってほしい。

2019年5月24日 衆議院 厚生労働委員会
立憲民主党・無所属フォーラム 尾辻 かな子
出典:毎日新聞 2017年4月16日 下線は尾辻事務所

性別違和の子 入所拒否

貧困や虐待などで実の親と暮らせない子どもが生活する児童養護施設に、性別違和のある子どもが入所が拒否されるケースがあるとの調査結果を、民間団体がまとめた。受け入れ施設が見つからないとして、実家に戻されていた。拒否の背景にあるのは、居住空間で「男女」を厳格に区別している施設の運営や、職員への知識や理解の不足だ。

【藤沢美由紀】

調査したのは、性的少数者や社会的養護の問題で情報発信している一般社団法人「レインボー・オスターケア」。昨春には、児童養護施設の4割以上にLGBTなど性的少数者とみられる子どもがいたとの調査結果を発表している。今回は、その時に回答した220施設を中心に協力依頼に応じて、35施設を訪問し、職員から聞き取りした結果をまとめた。

ある施設は、MTP（テストステロン）の注射は男性で、心の性別は女性、の傾向がある児童に限り「児童相談所から依頼があったが、うちでは預かれないと断った」と回答。児童は他の

児童養護施設 進まぬ職員の理解

実家に戻され「安全に害」

と、厚生労働省家庭福祉課の担当者は指摘する。「児童相談所が子どもの特性やニーズを把握し、児童養護施設で受け入れのための環境を整えたり、里親に預けて個別に対応したりできないか検討すべきだ」というのが、厚労省の姿勢だ。

施設が二の足を踏む理由の一つに、居住空間の混雑が、両方の組み合わせが8だった。男女別の施設はハード面の不安が強く、「性別違和の児童がいても」現時点では対応しきれないというのが、性的少数者の児童に個室を割り当てたが、他の児童に理由を説明するのが

性別違和がある子への支援事例 ※文部科学省通知を基に作成

標準より長い髪形を一定の範囲で認める

職員が性別の制服や衣服の着用を認める

職員が性別を問わずにトイレや男女共用の多目的トイレを利用を認める

名簿上性別を統一する

旅行や入浴時など学費の負担を軽減する

きめ細かい対応必要

性自認抑え付けトラウマにも

性的少数者と思われる児童に、施設はどう対応すればいいのか。学校現場に於いては、文部科学省が15年に具体例を挙げながら「きめ細かい対応」を促す通知を出しており、厚労省も17年、児童養護施設でもこれを参考に、この中から好きな服を選んで。同法人のインタビューに答えた20代のAさんは、性自認は男性に近いが、小学校低学年で、男子とは接触禁止とされたのもつらかったと振り返る。

集団入浴も苦痛だった。高校生の時には施設内がほぼ男子と別に分けられ、男子とは接触禁止とされたのもつらかったと振り返る。



調査結果の報告会で話すレインボー・オスターケアの藤さん・藤さん提供

Aさんは、施設が子どもの性自認を尊重せず抑え付けると「感情が爆発し、トラウマになる」と訴える。

レインボー・オスターケアの藤めぐみ代表理事は「子どもが性的少数者であることを理由に入所を断られたり、苦痛を抱えたりすることがないよう、早急に環境を整えてほしい。子どもを個別にケアできることは、みんなにとっていいことだと思」と話している。

難しかったといった声が出た。職員への知識不足も課題だ。厚労省は2012年に通知した児童養護施設多様な性には触れられておらず、先駆的な一部施設の教育や職員の学習会を除き、職員も子どもも学ぶ機会がない。

平成30年度 児童福祉司の配置標準について(平成30年4月1日時点)

	管轄人口	児童福祉司の配置数 (任用予定者含む)	管轄人口あたりの 児童福祉司の人数	児童福祉司の配置 標準(経過措置)	配置数と配置標 準の比較(経過 措置)	児童福祉司の配 置標準(本則)	配置数と配置標 準の比較(本則)	配置標準 加配分
	A	B	(A/B)	C	(B-C)	C'	(B-C')	
北海道	3,429,377	83	41,318	75	8	92	▲ 9	
青森県	1,308,265	48	27,256	29	19	36	12	
岩手県	1,279,594	37	34,584	27	10	34	3	
宮城県	1,251,740	32	39,117	27	5	32	0	
秋田県	1,023,119	26	39,351	22	4	27	▲ 1	
山形県	1,123,891	26	43,227	23	3	29	▲ 3	
福島県	1,814,039	46	41,610	40	6	50	▲ 4	
茨城県	2,816,976	62	47,048	61	1	75	▲ 13	
栃木県	1,974,255	39	50,622	41	▲ 2	50	▲ 11	
群馬県	1,973,115	42	46,979	41	1	51	▲ 9	
埼玉県	6,002,555	174	34,497	211	▲ 37	240	▲ 66	88
千葉県	5,250,784	144	36,464	149	▲ 5	175	▲ 31	41
東京都	13,515,271	266	50,809	297	▲ 31	363	▲ 97	
神奈川県	2,798,791	98	28,559	94	4	108	▲ 10	36
新潟県	1,494,107	41	36,442	34	7	42	▲ 1	
富山県	1,066,328	21	50,778	22	▲ 1	28	▲ 7	
石川県	688,309	18	38,239	14	4	18	0	
福井県	786,740	17	46,279	16	1	21	▲ 4	
山梨県	834,930	23	36,301	23	0	27	▲ 4	5
長野県	2,098,804	51	41,153	47	4	57	▲ 6	
岐阜県	2,031,903	51	39,841	42	9	53	▲ 2	
静岡県	2,197,336	53	41,459	47	6	58	▲ 5	
愛知県	5,187,490	135	38,426	113	22	139	▲ 4	
三重県	1,815,865	42	43,235	38	4	49	▲ 7	
滋賀県	1,412,916	40	35,323	31	9	38	2	
京都府	1,135,170	38	29,873	36	2	42	▲ 4	12
大阪府	5,308,974	177	29,994	234	▲ 57	261	▲ 84	124
兵庫県	3,997,528	99	40,379	82	17	102	▲ 3	
奈良県	1,364,316	31	44,010	33	▲ 2	39	▲ 8	4
和歌山県	963,579	30	32,119	25	5	30	0	4
鳥取県	573,441	19	30,181	13	6	15	4	
島根県	694,352	25	27,774	16	9	19	6	
岡山県	1,202,051	27	44,520	26	1	32	▲ 5	
広島県	1,649,956	48	34,374	46	2	55	▲ 7	11
山口県	1,404,729	37	37,966	31	6	38	▲ 1	
徳島県	755,733	24	31,489	17	7	21	3	
香川県	976,263	25	39,051	23	2	28	▲ 3	
愛媛県	1,385,262	34	40,743	30	4	35	▲ 1	
高知県	728,276	30	24,276	16	14	19	11	
福岡県	2,601,589	75	34,688	59	16	72	3	
佐賀県	832,832	22	37,856	17	5	21	1	
長崎県	1,377,187	29	47,489	29	0	35	▲ 6	
熊本県	1,045,348	23	45,450	22	1	27	▲ 4	
大分県	1,166,338	29	40,219	27	2	33	▲ 4	2
宮崎県	1,104,069	29	38,071	23	6	29	0	
鹿児島県	1,648,177	37	44,545	34	3	42	▲ 5	
沖縄県	1,433,566	49	29,256	30	19	37	12	
札幌市	1,952,356	39	50,060	40	▲ 1	49	▲ 10	
仙台市	1,082,159	23	47,050	22	1	28	▲ 5	
さいたま市	1,263,979	36	35,111	52	▲ 16	58	▲ 22	26
千葉市	971,882	25	38,875	25	0	30	▲ 5	5
横浜市	3,724,844	109	34,173	93	16	113	▲ 4	10
川崎市	1,475,213	56	26,343	47	9	54	2	16
相模原市	720,780	26	27,722	26	0	30	▲ 4	11
新潟市	810,157	22	36,825	17	5	21	1	
静岡市	704,989	17	41,470	15	2	18	▲ 1	
浜松市	797,980	25	31,919	16	9	20	5	
名古屋市	2,295,638	104	22,073	59	45	71	33	12
京都市	1,475,183	57	25,880	32	25	40	17	
大阪市	2,691,185	92	29,252	140	▲ 48	153	▲ 61	85
堺市	839,310	39	21,521	37	2	41	▲ 2	20
神戸市	1,537,272	36	42,702	31	5	39	▲ 3	
岡山市	719,474	22	32,703	15	7	18	4	
広島市	1,194,034	27	44,223	30	▲ 3	36	▲ 9	6
北九州市	961,286	25	38,451	20	5	25	0	
福岡市	1,538,681	36	42,741	31	5	39	▲ 3	
熊本市	740,822	27	27,438	15	12	19	8	
横須賀市	406,586	17	23,917	17	0	19	▲ 2	8
金沢市	465,699	14	33,264	10	4	12	2	
合計	127094745	3,426	37,097	3,223	203	3,857	▲ 431	526

A 管轄人口 : 平成27年国勢調査
 B 児童福祉司配置数 : 平成30年度厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
 C 児童福祉司配置標準 : 児相管轄地域の人口5万人に1人(*)を基本とし、業務量(虐待相談対応件数)により上乘せ
 (*)平成

2019年5月24日 衆議院厚生労働委員会
 立憲民主党・無所属フォーラム
 尾辻かな子
 出典: 厚生労働省資料